

## 只見町議会定例会条例

只見町定例会条例(昭和30年只見町条例第7号)の全部を改正する。

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定に基づき、只見町議会定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、この限りでない。

### 附 則

この条例は、平成23年3月8日から施行する。